



市章

# 大津市公報

平成24年12月25日  
号外(第58号)発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

### 企業局管理規程

- 12 大津市企業局入札監視委員会規程..... 1  
13 大津市下水道条例施行規程の一部改正..... 2

### 教育委員会規則

- 18 大津市心身障害児就園就学指導委員会規則..... 2  
19 大津市立学校結核対策審議会規則..... 3  
20 大津市歴史博物館収蔵品収集審査会規則..... 4  
21 大津市立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 5

## 企業局管理規程

### 大津市企業局管理規程第12号

大津市企業局入札監視委員会規程を次のように定める。

平成24年12月25日

大津市公営企業管理者 山本博志

大津市企業局入札監視委員会規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第38号。以下「条例」という。)第4条の2第6項の規定に基づき、大津市企業局入札監視委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、公営企業管理者の諮問に応じ、公営企業管理者が発注した工事等に関する次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

入札及び契約手続の運用状況等に関すること。

一般競争入札参加資格の設定の理由、指名競争入札に係る指名の理由等に関すること。

一般競争入札に係る入札参加資格がないとしたこと、公募型指名競争入札において指名をしなかったこと及び指名停止等の措置に対する再苦情(当初の苦情に対する説明を不服とする者が再度申し立てた苦情をいう。)に関すること。

前3号に掲げるもののほか、入札及び契約手続に関し公営企業管理者が必要と認める事項に関すること。

(委員の任期)

**第3条** 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

**第4条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第6条** 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の除斥)

**第7条** 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に関係のある事件については、議事に加わることができない。

( 庶務 )

第 8 条 委員会の庶務は、企業局企業総務課において処理する。

( その他 )

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年12月25日から施行する。
- 2 この規程の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成28年 5 月31日までとする。

-----

大津市企業局管理規程第13号

大津市下水道条例施行規程 ( 平成22年企業局管理規程第 3 号 ) の一部を次のように改正する。

平成24年12月25日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第19条第 1 項及び第20条第 1 項中「第24条」を「第24条の 3 」に改める。

附 則

この規程は、平成24年12月25日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

大津市心身障害児就園就学指導委員会規則を公布する。

平成24年12月25日

大津市教育委員会

委員長 本 郷 吉 洋

大津市教育委員会規則第18号

大津市心身障害児就園就学指導委員会規則

( 趣 旨 )

第 1 条 この規則は、大津市附属機関設置条例 ( 平成24年条例第49号。以下「条例」という。 ) 第 4 条の規定に基づき、大津市心身障害児就園就学指導委員会 ( 以下「委員会」という。 ) の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

( 所掌事務 )

第 2 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

- 心身障害児の適正な就園又は就学の指導に関すること。
- 特別支援学校に係る適正な就学指導に関すること。
- 在園在学中の心身障害児に係る適正な就園又は就学の指導に関すること。
- 適正な就園又は就学の指導に係る理解を深めるための啓発に関すること。
- 滋賀県心身障害児就学指導委員会との連絡調整に関すること。
- その他心身障害児の教育的措置に関し、教育委員会が必要と認めること。

( 委員の数等 )

第 3 条 条例第 3 条の規定に基づき委嘱し、又は任命する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 学識経験を有する者 2 人以内
- 関係行政機関から選出された者 6 人以内
- 教育委員会が指名する市職員 12 人以内

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

( 委員長及び副委員長 )

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第 5 条 委員会の会議 ( 以下「会議」という。 ) は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(関係者の出席)

**第6条** 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。  
(専門部会)

**第7条** 委員会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

- 2 委員会の専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 委員会の専門部会に専門部会長を置き、その専門部会に属する委員の互選により定める。  
(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、教育委員会教育相談センターにおいて処理する。  
(その他)

**第9条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(大津市中心身障害児就園就学指導委員会規則の廃止)
- 2 大津市中心身障害児就園就学指導委員会規則(昭和51年教育委員会規則第2号)は、廃止する。  
(委員の任期の特例)
- 3 この規則の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、平成26年4月30日までとする。

-----  
大津市立学校結核対策審議会規則を公布する。  
平成24年12月25日

大津市教育委員会  
委員長 本 郷 吉 洋

#### 大津市教育委員会規則第19号

大津市立学校結核対策審議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、大津市立学校結核対策審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

市立学校における結核健康診断の実施状況及び結果の把握に関すること。

結核精密検査の必要性の検討に関すること。

関係機関との連絡調整に関すること。

前3号に掲げるもののほか、市立学校における結核対策に関し、教育委員会が必要と認めること。

(委員の数等)

**第3条** 条例第3条の規定に基づき委嘱し、又は任命する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

医療関係団体から選出された者 5人以内

教育委員会が指名する市職員 11人以内

- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)

**第5条** 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 関係者の出席 )

**第 6 条** 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

( 庶務 )

**第 7 条** 審議会の庶務は、教育委員会事務局学校保健体育課において処理する。

( その他 )

**第 8 条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

**附 則**

( 施行期日 )

1 この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

( 委員の任期の特例 )

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第 3 条第 2 項本文の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

-----  
大津市歴史博物館収蔵品収集審査会規則を公布する。

平成 24 年 12 月 25 日

大津市教育委員会

委員長 本 郷 吉 洋

**大津市教育委員会規則第 20 号**

大津市歴史博物館収蔵品収集審査会規則

( 趣旨 )

**第 1 条** この規則は、大津市附属機関設置条例 ( 平成 24 年条例第 49 号。以下「条例」という。 ) 第 4 条の規定に基づき、大津市歴史博物館収蔵品収集審査会 ( 以下「審査会」という。 ) の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

( 所掌事務 )

**第 2 条** 審査会は、教育委員会の諮問に応じ、大津市歴史博物館に収蔵する資料の収集に関し必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。

( 委員の任期 )

**第 3 条** 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

( 会長及び副会長 )

**第 4 条** 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会議 )

**第 5 条** 審査会の会議 ( 以下「会議」という。 ) は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

( 関係者の出席 )

**第 6 条** 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

( 庶務 )

**第 7 条** 審査会の庶務は、教育委員会歴史博物館において処理する。

( その他 )

**第 8 条** この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

**附 則**

( 施行期日 )

1 この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

( 委員の任期の特例 )

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 25 年 9 月 6 日までとする。

-----

大津市立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年12月25日

大津市教育委員会

委員長 本 郷 吉 洋

**大津市教育委員会規則第21号**

大津市立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立図書館の管理運営に関する規則(昭和56年教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第12条に次のただし書を加える。

ただし、館長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第13条中「10冊」を「15冊」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、館長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第19条第3項中「10冊」を「15冊」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、館長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

**附 則**

この規則は、平成25年1月5日から施行する。